

する中では、それぞれとの連携、そういったものを取りながら整備を進めていく必要があるだろうと、そんなふうなことも一応考えております。

ただ、先ほども御指摘がありましたように、多摩川については河川管理上の制限、制約であるとか、あるいは河川管理計画というのが多摩川については全線にわたってもう既にできておりまして、そういったものに従いまして、それぞれの地域について、今後人工的に整備する場合の制約等もございます。そういうものはあるわけでございますが、できるだけ広域的に整備することがそれぞれ沿線住民にとって必要な、あるいは利用しやすい形での施設として整備されるだろうと、そんなふうに考えますので、今後できるだけそういう方向で進めていくようなことも考えていきたいと思っております。以上です。

それからもう一点、住宅の関連でございますけれど、今年度、市営住宅を予定をしておりますが、特にこの市営住宅の中では、今御指摘のありましたような障害者のための住宅、そういったものは考えておりません。以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君） それでは障害者に対する職種開発の中で、ひまわり作業所、れんげ作業所の賃金とのことでございますけれども、両施設ともそれぞれ障害者が通所いたしましたして創作的活動だとか機能訓練あるいは社会的職業訓練とか、社会復帰を目指してやっているとございまして、作業することだけがねらいではございません。それぞれ毎週カリキュラムを組みまして作業しておるところでございまして、

れんげ作業所につきましては、現在、紙袋と申しますか、買い物袋の作業が主なものでございまして、大体一番高い収入のある方で一万七千九百円程度、低い方で三百九十円程度、平均に直すと四千七百円程度でございまして、

これにつきましても通所者が一日平均十二人程度というふうな形の中でこれだけの金額でございまして、ボランティアあるいは職員等からもお手伝いもするというふうな形の中でこれだけの金額でございまして、

それから、ひまわり作業所の関係でございまして、昨年四月からオープンいたしましたして、現在、ヨーグルトのスプーンを入れる作業をやっておるようございまして、これが非常に細かい仕事でございまして、ビニール袋に入れるわけですが、十本を千組で一万本になるわけですが、その一箱が金額で千二百円だそうです。これを現在、通所者が十人か十五人ぐらいでやっております、月に大体十五箱程度しかできないというふうなことで、

金額的に一万八千円というふうなことでございまして。その中で一人平均にしますと一万二千円程度というふうなことでございます。

そのほかに、ここでは作業のほかにレクリエーションだとか料理等を入れて、一日も早く社会復帰を願っているというふうなことが言われております。

それから、先ほど住宅問題が出ましたが、その後、建設部長の方から御答弁がありましたけれども、現在、熊川に改築中でございます都営住宅の中には、身障者向けの住宅を二戸要望してございまして、予定では六十五年に入所できるんではないかと、そんなふうに思っております。

それから第三番目の児童学園の關係でございまして、御指摘のように六十三年までに八人の通所者があったわけでございますけれども、先ほど市長の方の御答弁の中にありましたけれども、平成元年度につきましては保育園に二名、これは扶桑保育園とつくし保育園になろうかと思っておりますけれども、受け入れができればと思います。それから幼稚園に二名というような形で受け入れができるんではないかということでございまして、残る四名がおられますけれども、一名は転出されるというふうなことで、三名につきましては秋川市ですか、平成元年度につきましては学園をつくりまして措置するというようなことが言われておりますけれども、二年度以降からの問題があるわけでございます。これらにつきましては私も鋭意努力しなければならぬわけでございまして、いずれにいたしましても、保育園におきましては、やはり集団保育になじめる方が対象というふうな形になりますので、一応、障害程度が中程度までの障害児だというふうなことを言われておるわけですが、いずれにいたしましても、これらの対応策といたしましては、精神科医とか内科医、児童相談所の方々の御意見等が承れなければ、なかなか困難な問題であろうかと思っておりますけれども、いずれにしても鋭意努力していかなければならない問題であろうかと存じます。以上でございます。

○議長（村尾栄次君） 三時十分まで休憩いたします。

午後二時五十五分 休憩

午後三時十一分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○一番（田村正秋君） 先ほど建設部長からの答弁をいただいたんですが、一番最初に登壇したときの答弁と、市長からの答弁の中に、水量がないというふうなことで、水質がとっても悪いというふうなことを言われたんですが、その水質に関して、秋川市役所なんかでは、あそこなんかでは既に炭を入れて浄化しているというふうなことも聞かれています。結構お金をかけなくても、その水の浄化というふうなことができるんではないかというふうに思うんですが、その辺につきましても、どういうふうに考えているかというふうなことで、それから先日ほかの議員さんからも今度、多摩河原公園というふうなことでの質問があったと思うんですが、多摩河原公園の内容に関しては、これくらいいろんなところで話を詰めていくと思うんですが、現在、部長が抱いているイメージですね、この鳥獣保護地区であるとか、かなり水が少ないというふうな観点から、実際に自然保護団体の関係とか、いろいろあると思うんですが、どのような内容の多摩河原公園というふうなことを想像しているのか、その点についても一度お願いいたします。

それと職種開発に関しまして、実際、今ひまわり作業所では民間の一家がパートタイマーというふうなことで、本来にありがたい話だと思っておりますが、一社引き受けてくださったっているわけなんです。やはり今後、民間に仕事の依頼をしたかどうかと思うんですが、その辺の仕事依頼というふうなことは今まで理事者側としてはやったことがあるのかどうか、その点につきましても一度ちょっと質問させていただきたいと思うんですが……。

あと次ですね、ひとり暮らし住宅の問題というふうなことなんです。障害者でもいろんな障害者がいると思うんですが、殊にちょっと精神障害者に限って考えていただきますと、やはり精神障害を受けまして病院に入り、あるいは帰ってくると普通の健康者と一緒に暮らせないというふうなケースも今後考えられるわけですね。そのとき、ほかのまちなんかでも少しづつ考えられているんですが、共同住宅みたいなものがあるんですね、上で寝泊まりができ、下で作業をするというふうな、特に精神障害者専門のそういう住宅というふうなこともあるわけですね。

それと、実際にですね、きのうの答弁の中で、実態把握をしなければ今後アパート、あるいは民間の方たちとの協力ができないというふうなことがあるんですが、実際今、福生市内でアパート防犯連絡会というものがあられると思うんですがね、この辺にひとつお願いしてもおもしろいと思うんですね。中には、ひとり暮らし老人であるとか、そう

いう人たちも受け入れてもいいですよというふうな施設、シルバー産業を目指しているというふうな人たちだってかなり出てきていると思うんですが、その辺に関しても、今後の対応あるいは働きかけというふうなことも当然考えなくてはいけないと思うんですが、その点につきましても一度お願いしたいと思います。

それから昭島児童学園なんですが、実は、私も取材してきましたんですが、本当にやはり大変だなというふうな気がしたんですね。中に、ちょうど先生がどういうふうなことで、どういうふうな勉強内容をしているかというふうなことで見せていただいた中に、ちょうど図面の上に丸をかくて、その中に点を打つような、本当に普通の人では何でもないような、そういった作業をやることによって活性化します。かなり特殊な勉強あるいは特殊な人たちが、ある程度覚悟しないと、ちょうど難しい障害の人ですから、難しいと思うんですが、就学前ですから、ちょっと教育委員会とはちょっと立場は違うと思うんですが、教育長は教育畑を歩んでこられた方だと思いますから、よく教育のことを御存じだと思っておりますが、障害者手帳、愛の手帳とか、そういった手帳を持ってない方が、今後そういう園を通して、さらに進学、小学校に入りたいというふうなケースになった場合、教育委員会としてはどういうような立場をとるか、それらについても一度質問させていただきます。

○建設部長（森田 進君） 公園に関係をいたしました二点ほど御質問をいただいております。

まず水の問題でございますが、水につきましてもは水量の問題と水質の問題があるわけでございまして、両方とも大変何か不満足な状態でございます。

水の量の問題につきましては、これも再三過去にも御指摘いただいておりますが、まだそのままだ状態になっているわけでございますが、たまたま多摩川の水が飲料水であると、そういうふうなことから、羽村堰ではほとんど玉川上水、その他飲料水としてとられちゃうと、そういうふうなことが水量を少なくしている原因でございまして、これらについては、飲料水というのは大変何か大きな課題でございすけれど、何か下流の方でとるとか、そういうふうな形で処理できないものだろうか、そういうふうなことで再三都の方へはお願いしております。また建設省の方へも直接河川を管理する立場と、そういうふうなことからいろいろお願いしているわけでございますが、まだ時間がかかるとは思いますが、そんなふうと考えております。

それから水質問題でございますが、確かに水が少ないというふうなことが影響いたしました。特に水が悪いわけで

ございますけれど、この水の問題につきましては、五年前、十年前と比較しますとかなり改善はされてきておりますが、特に福生の流域を流れている水質の問題で一番何か大きな原因になっているのは、都市下水路のはけ口からの水質、これが大きいんじゃないかと、そんなふうにいるわけでございますが、御指摘がありましたように、秋川流域ですといろんな方法を使いまして水の浄化に取り組んでいると、そんなふうなことも聞いております。これは都市下水路そのものが広域的に運営されていると、そういうふうな問題もあるわけでございますが、できるだけそういった組織をお願いをいたしまして、水の浄化には取り組んでいきたいと、こんなことを考えております。

ただ沿線の生活排水につきましては、徐々にではございますけれども、公共下水道が普及しておりますので、水洗化、公共下水道への切りかえが多数進んでおるわけでございますので、その分は若干ずつ改善を見ていますと、そういうふうな状況でございます。

それからもう一つ、仮称でございますけれども、多摩河原公園のレイアウトと申しますか、一応考え方と、そういうふうなことでございますが、実は今年度、設計の予算を組みまして、現在、業者に設計をお願いしている状況でございます。ある程度概要は出てきております。建設省の方との協議の中では、大体多摩橋から五日市線の鉄橋までの区域、約七百メートルぐらいの長さになるうかと思いますが、それを公園として整備をしていきたい、そんな形で基本的に了解をとってございます。

ああいった河川敷でございますので、どうしても自然というものをある程度大事にしながら整備をしていくと、そういうふうな形になるうかと思いますが、一方では、できるだけ市民に利用しやすい、あるいは個性豊かな公園にしていきたいと、そんな考えがございます。今後、まだ詰めていかなきゃならない問題があるわけでございますが、今のようなことを基調にいたしまして整備をしていきたい。

それから、たまたま今公園を予定しておりますところにつきましては、川の流れが一番秋川寄りを流れております。したがって、水辺までできるだけ公園として整備をしたいと、そういう考え方を持っているわけでございますけれども、建設省の方の河川計画、そういったもので必ずしもその水辺までという形にはならないわけでございますけれども、一部、五日市線の鉄橋の近くにつきましては大体川の流れの近くまで、ある程度整備ができると、そんなことで一応予定をしております。

いずれにいたしましても、公園と水との一体性であるとか、あるいは公園の個性化とか、そういったものを最大限に考慮に入れます整備を進めていきたいと、そんなように考えております。以上でございます。

○福祉部長（石川和夫君） 障害者の職種開発の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたようにショッピングバッグといいますが、紙袋の作業をやっておるわけでございますけれども、これにつきましては、業者の方に御理解いただいておりますので、何月何日まで何個というふうな決まりができないで、作業能力等考えましてやらせていただいている関係から、今のところ、これに変わる新しいものを取り入れるというようなことはちょっと難しいことではないのかと、現在、手下げ部分に通す作業もなかなか困難な子もおるわけでございます。それらを分担で折り曲げる人、それから手下げ部分に入れる作業と、いろいろ分業してやっておりますけれども、何とか納期限の短いものはなかなか難しいというふうなことも考えられますので、今のところ、いただいておりますところの業者で、機能回復を含めながらやらせていただきたい、そんなふうに思っております。

それと、ひまわり作業所につきましては、御協力できれば、そんなふうな形の中でやらせていただきたいと思います。すけれども、いずれにいたしましても、この方についても、お薬を飲む後お休みになるというふうなこともあるようでございます。やはり一定の時間のみでの作業といえますか、そんなふうなこともあるようでございます。これらにつきましては、機会あればそういうふうな形の中で対応させていただきたい、そんなふうな考えております。

それから二点目のアパート連絡会というのが認識不足で大変申しわけないんですけれども、私はあるのを知らなかったんですけれども、そういうような連絡会があるならば、お尋ねいたしましたいろいろな事情等訴えさせていただきます。御理解いただくなれば協力していただければと、そんなふうな思っております。これらにつきましては、後ほど調査させていただきます。お話し合いを持てればと、そんなふうな思っております。以上です。

○教育次長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、昭島児童学園に通園しているお子さんで、就学時に達した場合の処置でございますけれども、当然、教育委員会といたしましては、現在御案内のとおり全員就学というふうなことになるわけでございます。

それで全員就学といえますのは手帳を持っているとか、持たないとかいうふうなことではなく、すべてのお子さん

を、そのお子さんに合った学校に就学させるというふうなのが我々の課せられた義務でございます。もし必要ならば事前に就学相談もあるわけでございますが、これは親の申し出によりまして就学相談を受けるとか、いろんな方法があるわけですが、就学時に達したお子さんにつきましては、当然義務教育というふうな範囲でどちらかの学校に就学させるというふうなことでございます。以上でございます。

○一番（田村正秋君） 要望させていただきます。

川と公園というようなことは、都内では最近では水辺の取り戻し作戦というようにことで結構やっているわけですよ。そこへいきますと、福生市というのはすごくこれだけの川があって、それがある意味では整備するというふうなことなんです、ほかのまちなんかを見ますと、かなりいろいろ苦労して、昔、水があったんではないかというふうな所をまた掘り起こしたりして、その公園づくりというふうなことも考えて実際にやっているところも随分あると思うんです。

また昨年、屋外の彫刻展であるとか、あるいは平和のイベント・ライブなんかもやってみました。やはり今後は先ほども言いましたけれど、ちょうど福生市に面して水辺と、あるいは公園関係というのはちょうど中途半端な利用——田舎でもない、都会でもないような利用状態だと思いますが、やはりある程度市民のニーズに合ったような公園づくりのことを考え、今後検討していただきたいと思います。

次に身体障害者の職種開発なんです、やはり働く意欲というようにすることが、作業所に行っても本当にわずかしかなかったりとか、あるいは働く意欲にもつながるこれは問題だと思わんですが、現在、補助金をもらっているというふうな立場というふうなこともありますから、かなり微妙なところがあると思わんですが、やはり仕事を何らか見つけ、あるいは障害者が、これは作業所だけでなく、すべて言えると思わんですが、実際今マッサージ業であるとか、いろいろ仕事についている方なんかでも、かなり何かびくびくしながら仕事をしているというふうなケースも聞きます。やはり今後、資本主義社会ですからなかなかこれは難しいと思わんですが、ぜひ市が一つの切り口として何らかあつせんなり、フォローする立場というのを今後ぜひ持っていたいただきたいと思います。

それと、ひとり暮らしの住宅というようにことなんですが、都営住宅の中では身体障害者の部屋が二つですか、何か建設してくださるというようにことなんですが、やはりこれはもう全国的な規模で展開していただきたいと思いますね、

まして高齢化社会であるとか、またひとり暮らしであるとか、そういうことがもう漠然とわかってはいるわけですから、きのうの一般質問でもそうだったんですが、やはりもうちょっと具体的な立場、自分の身になって今後ぜひ考えていただきたいと思います。

それから昭島児童学園なんですが、本当に昭和四十九年から、最初は四十三年ですが、最初は精神薄弱者施設というようにことだったんですが、四十九年にやはりちょうど今の児童学園というふうなことになったわけですが、やはり今後こういった子供たちというのは切れないと思わんですが、どうしても立場というのはかなり中途半端だと思わんですが、やはり何らか弱者救済的な、必ずそういう要素を持っていたいただきたいと思います。

やはり福祉はケース・バイ・ケースだと思わんですが、実際、今職員だけでは足りない部分というのも随分あると思わんですが、やはりもう今後は福祉と文化、そういったことで、市長も言っているわけですから、ぜひ協力的に中途半端な立場の人たちの意見も聞くような姿勢を、ぜひ持っていたいただきたいと思います。

一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村尾栄次君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（村尾栄次君） 日程第二 議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（収入役 内田和雄君登壇）

○収入役（内田和雄君） 御指名をいただきましたので、議案第十四号 福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、地方税法の一部改正法案が昨年の十二月二十四日に国会を通過し、同月三十日付をもって公布されたことに伴い、本市の条例についても所要の改正を行う必要が生じたので、本条例を提案申し上げます。次第でございます。

なお、改正内容を説明申し上げる前に、今回の税制改正の概要について触れさせていただきます。

第一点は、個人住民税の所得割の税率改正でございます。最低税率三％から最高税率一一％までの三段階として、

累進度を緩和し簡素な税率構造としたことでございます。第二点は、基礎控除等の控除額が引き上げられたこと、第三点は、有価証券譲渡益課税を行い、第四点は、消費税の導入に伴って、たばこ消費税の課税の見直しと、電気税、ガス税、木材引取税が廃止されたことでございます。

それでは、条例改正の内容について順を追って説明申し上げます。

まず、目次の改正でございますが、「たばこ消費税」を「たばこ税」に名称を改め、電気税、ガス税、木材引取税の廃止により、その部分を削り、特別土地保有税を第五節に規定するものでございます。

次の第三条関係についても同様の改正でございます。

第十九条、第二十条の改正は、「たばこ消費税」を「たばこ税」に改める際、枝番号をもって表示していた条番号を改正いたしましたので、改正後の条番号に改めるとともに、廃止となる電気税、ガス税、木材引取税に係る規定を削除しようとするものでございます。

次に、第二十四条第一項第三号の改正は、個人の市民税が非課税となっている前年の合計所得金額百万円以下の障害者、未成年者、老年者、寡婦について、今回新たに寡夫を対象に加えるとともに、基準となる前年の合計所得額を二百二十五万円に引き上げようとするものでございます。

次の第三十三条は、世帯員が資産所得を有する場合の資産合算課税に関する規定でございますが、平成二年度から廃止されることになりましたので削除しようとするものでございます。

次の第三十三条の第三項の表は、市民税の所得割の税率を改正しようとするものでございまして、昭和六十三年度の税制改正において、十四段階から七段階に改正されたところでございますが、今回は、さらに税率の刻みを三段階にして、最低税率三%の適用範囲を六十万円から百二十万円まで拡大し、最高税率を一二%から一一%に引き下げ、累進度を緩和するとともに簡素な税率構造としたことでございます。

次の第三十三条の七は、文言の整理でございます。

次に、第二章第五節と第二章第六節を、第四節の改正に先駆け削ろうとするものですが、これは、たばこ税に移行する際、条番号を改正するためでございます。

次に、第二章第四節の説明を、市たばこ税に改めるとともに、以下八十条から八十四条の七までは、現行たばこ消

費税に関する改正でございまして、改正内容については、各条文とも共通部分が多いことから、この際、一括して御説明を申し上げたいと存じます。

一つとして、各条文とも、現行「たばこ消費税」を「たばこ税」に、その名称を改めようとするものでございます。二つとして、現行たばこ消費税の課税方式が従価割と従量割の合計額となっているのに対し、改正後は、従量課税方式になるため、現行の規定から従価割に関する規定を削っていることであります。なお、これに関連して第八十三条において、たばこ税の税率が千本につき千九百九十七円に改正されております。三点目として、第八十四条の二を八十五条に改め、以下順次、条番号の改正を行っていることでございます。

以上のような内容を主に、たばこ税への移行を図っておりますが、逐条的な説明については、この際、省略をさせていただきます。

次、第九十一条から第一百一十一条までは、電気税、ガス税、木材引取税が廃税になることにより、不要となった条番号を削除しようとするものでございます。

次に第二章第七節に規定されている特別土地保有税を第五節に改めて、本則関係の改正を終わります。

次に本法附則の改正でございますが、附則第十条から附則第十八条の五までは、元号に関する政令が公布されたことに伴い、新元号による年度に改めようとするものでございます。

次に、附則第十九条第一項第二号の口の改正ですが、平成元年度課税分から長期譲渡所得に係る課税について、課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合は、四千万円を超える部分について百分の五・五の比例税率に改めようとするものでございます。

附則第十九条の二は元号の改正でございます。

附則第十九条の三、特定市街化区域農地を譲渡した場合の課税の特例及び附則第十九条の四、居住用財産を譲渡した場合の課税の特例に関する改正は、新元号の改正と附則第十九条の長期譲渡所得に係る四千万円超の部分に対する課税方式が改正されたことに伴うものでございます。

次に、附則第二十条の二は、新たに創設されたもので、株式等の譲渡所得に係る課税の特例について規定したものでございます。

第一項は租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得、具体的には平成元年四月一日以降に行う株式等の譲渡所得で、所得で源泉分離課税を選択した場合を除く所得について、他の所得と区分して百分の四の税率により申告を通じて課税しようとするものでございます。

第二項、各号の規定は読みかえ規定でございます。

附則第二十一条は、紙巻たばこ三級品に対する税率の特例と申告書等に係る様式の読みかえ規定でございます。

附則といたしまして、第一条は、この条例は、平成元年四月一日から施行し、資産合算課税の廃止と株式等の譲渡益課税については、平成二年四月一日から施行することを定め、第二条、以下第六条までの規定は、市民税、市たばこ税、電気税及びガス税等に関する経過規定を定めたものでございます。

以上、大変雑駁な説明ですが、何とぞ慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十四号は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十四号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第三 議案第十五号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十五号 福生市敬老金条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

まず、理由でございますが、当市の敬老金贈呈の資格要件の一つとして、一年以上居住していることが規定されておりましたが、今回、この資格要件の緩和を図るため本条例を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について御説明申し上げます。

第二条第二号につきましては、第二条第三号を削ったことによりまして条文の整備をする必要がありましたので、改正しようとするものでございます。

次に、第二条第三号につきましては、一年以上居住している条文を含め削除するものでございます。

なお御参考までに申し上げますと、この緩和により敬老金贈呈者の該当者は約四十名程度の方が適用されるのではないかと考えております。

附則といたしまして、この条例は、平成元年四月一日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十五号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第四 議案第十六号 福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十六号福生市心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は、東京都の制度に準拠いたしまして、市の条例に基づきまして手当を支給しているもので、市単独で支給する事業でございます。身体障害者三級または四級の方に、今回、心身障害者の福祉の向上の一環といたしまして額を引き上げ、本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、月額「四、〇〇〇円」これは三級の方でございますが、「五、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇円」これは四級の方でございますけれども、「四、〇〇〇円」に改正しようとするものでございます。

参考までに申し上げますと、二月一日現在で本条例に基づく身体障害者は三級の方が百四十三名、四級の方が百五十二名となっております。

附則といたしまして、施行の期日は、平成元年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の心身障害者福祉手当条例の規定は、平成元年四月から適用いたしまして、同年三月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十六号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第五 議案第十七号 福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉部長 石川和夫君登壇）

○福祉部長（石川和夫君） 御指名をいただきましたので、議案第十七号福生市特殊疾病患者福祉手当条例の一部を改正する条例の提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

この制度は東京都の疾病の種類に準拠して福祉手当を支給しておりますが、今回、特殊疾病患者の福祉向上の一環といたしまして額を引き上げようとするもので本条例を改正しようとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

第三条中、月額「三千元」を「四千元」に改正しようとするものでございます。

なお御参考までに、本条例に基づく特殊疾病患者は、当市といたしましては二月一日現在で八十八名の方がおります。

附則といたしまして、施行期日は、平成元年四月一日から施行し、経過措置といたしまして、改正後の特殊疾病患者福祉手当条例の規定は、平成元年四月から適用いたしまして、同年三月以前の月分の手当は、なお従前の例によるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議の上、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第六 議案第十八号 福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきましたので、議案第十八号福生市の緑を守り育てる条例の一部を改正する条例の提案理由とその改正の内容を御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、緑化推進を図るための一つとして、生垣の設置を奨励するため、その費用の一部を補助しようとするもので、そのため、既存の塀等を撤去しようとする場合には、その撤去費の一部を補助しようとするものであります。

次に、その改正の内容でございますが、第一条、目的の中に、生垣の設置を奨励する旨をうたったものであります。第七条第一項につきましては、保存樹林地等の指定等を定めておりますが、新たに、ただし書きを加え、生垣設置の補助金を受けた年度に限り、その生垣につきましては保存生垣奨励金を交付しない旨の規定でございます。

次に、第十四条を第十八条とし、新たに第十三条の次に、第十四条から第十七条の四条を加えるものであります。

まず第十四条の一項で、生垣を新たに設置する者への経費の一部を補助する規定で、内容としては規則で定め、一メートル当たり五千円、十万円を限度といったそうとするものであります。

第二項では、そのため既存の塀等を撤去する場合には、その経費の一部を補助するもので、内容としては規則で定め、例えばコンクリート、ブロック塀の撤去等につきましては一メートル当たり四千元、限度額を四万円といたそうとするものであります。

第三項におきましては、補助金を交付しない場合の規定で、その生垣を十年以上存続する見込みがないときや保全協定を結ばないときの二点を定めております。

第四項は、同一敷地等につき一回限りの補助という規定を定めたものであります。

次に、第十五条につきましては、第一項で保全協定を、第二項では最初の指定につきましては十年といったそうとするものであります。

第十六条につきましては、この補助対象外の生垣として、国、公共団体の設置、固定資産税が課税されていない土地への設置、保存樹林地に設置される場合を対象外といったそうとするものであります。

第十七条につきましては、補助金の返還について定め、十年の存続期間以内に撤去するとき、土地所有権が移転され、移転後、指定生垣に該当しなくなるおそれがあるとき等についての返還を定めたものであります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十八号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

た。

○議長（村尾栄次君） 日程第七 議案第十九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光明君登壇）

○市民部長（小野光明君） 御指名をいただきまして、議案第十九号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、先般、精神衛生法が題名変更されまして精神保健法となりました。これに伴いまして本条例中の精神衛生法を精神保健法に改める必要が生じたわけでございます。

また改正条文の内容でございますが、第五条第三項及び第四項中「精神衛生法」を「精神保健法」に改めさせていただきます。たぐのが改正内容でございますが、条文の規定内容に変更はございません。

次に、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十九号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十九号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第八 議案第二十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光明君登壇）

○市民部長（小野光明君） 御指名をいただきまして、議案第二十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

まず提案理由でございますが、平成元年度の国民健康保険事業の運営上、昨年度に引き続き国民健康保険税の見直しをさせていただきます、対前年比見込み調定で5%の一人当たり負担増をお願いするものでございます。また地方税法の一部改正及び元号改正等に伴いしても本条例を手直しをする必要が生じております。

以上、提案理由でございますが、次に条文の内容につきまして御説明申し上げます。

○第二条につきましては、課税限度額でございますが、現行「三十七万円」を「三十九万円」に改め、二万円の引き上げをお願いするものでございます。

次に、第四条の資産割額でございますが、「百分の二十二」を「百分の二十」に改めようとするもので2%の引き下げとなります。

次に、第五条の被保険者均等割でございますが、現行「九千円」を「九千六百円」に改め、一人につき六百円の増額をお願いしようとするものでございます。

次に、第六条でございますが、世帯別平等割額で「三千六百円」を「三千円」に改め、一世帯について六百円の減額となるものでございます。

第十二条でございますが、国民健康保険税の減額を規定した条文でございますが、さきに御説明を申し上げました課税限度額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の改定に伴い改正するものでございまして、減額後の税額の限度額を「三十七万円」から「三十九万円」に改めるとともに、六割減額の世帯の減額する額、均等割額「五千四百円」を「五千七百六十円」に、平等割額「二千六百六十円」を「千八百円」に改め、四割減額の世帯の減額する額、均等割額

「三千六百元」を「三千八百四十円」に、平等割額「千四百四十円」を「千二百円」に改めようとするものでございます。

次に、第十三条は、国民健康保険税に関する申告について規定しておりますが、地方税法の改正に伴いまして公的年金の収入が住民税の課税上、平成元年度課税分から給与所得から雑所得の扱いになることに伴い条文を整備させていただきます。

次に、附則の第四項中、昭和六十四年度を平成元年度に改めるものでございますが、これは元号の改まったことに伴うものでございます。

次に、施行期日につきましては、平成元年四月一日から施行しようとするものでございます。  
経過措置につきましては、改正後の国民健康保険税条例の規定は、平成元年度分の国民健康保険税から適用し、昭和六十三年分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるものとしてございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議賜りまして原案どおり御決定くださるようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十一番（松山 清君） 何も聞かないところなんですすが、厚生委員会ですぐにいたで十分そちらでもやっていた方がいいと思いますが、一つ二つ明らかにしておきたい問題があるんですが、いわゆる資産割は百分の二十二から百分の二十に下がるわけですけども、そうしますと、所得割は変わらんわけですけども、この資産割は加入者の何割ぐらいが該当する形になるわけですか。資産割の二十二が二十になる、いわゆる資産割を課せられている人というのは国保全体で何割ぐらいおられるんですか。人数で聞いた方がいいと思うんです、すぐわかる数字だと思うんです。それが一つ。

それから、この値上げによって最大値上げになる方、例えば資産割を課せられないという方が相当いるわけですけども、資産割のそこ出るのはないとするれば、四人家族であれば単純にいけば、二千四百円上がって六百円下がるから千八百円上がるわけか。というふうなことになる、そういう資産割のない方にとっては非常に一見低いように見えますけれども、大きな負担になってくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

その点だけちょっとお聞きします。

○議長（村尾栄次君） 四時十分まで休憩いたします。

午後三時五十九分 休憩

午後四時十一分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市民部長（小野光朗君） それでは自席から御答弁申し上げます。

まず資産割がかかっている世帯でございますけれども、二千六百三十四世帯、約三二％でございます。

それから、資産割のない世帯、例えばひとり世帯の場合には六百円の増というふうになります。それからあと二人の場合に千二百円というふうに、一人につき六百円ずつになります。

それと、例えば収入が三百万円未満の世帯で資産のある場合には二百円の減というふうになります。以上でございます。失礼しました。一人の場合はゼロでございます。二人以上のときに六百円ということになります。

○十一番（松山 清君） ここでそんなに細かいことをやるつもりはありません。ただ、はっきり一つ申し上げたいのは、今回の改定は、資産のある方ということであればそれなりに減額になる部分が出てくるわけですけども、圧倒的な部分は、今お聞きいたしますと、資産のない方ということになるわけですね。残りの六八％の方は資産がないわけですから、これによる減はない。

一方、若干の所得の伸び等は当然あるわけですから、それによる保険税の増も当然出てくるわけですよ。同時にまた家族構成によりましては、四人家族であれば一人マイナスで千八百円、プラス所得の伸びによる増というふうなことでなってくると思いますので、そういう点では、やはりかなり問題のある改定だなということだけ私感じているわけです。そのことだけ申し上げて、あとは厚生委員会できちんとやっていただきたいと思います。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第二十号は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。